<u> 松阪市飯南産業文化センター条例</u>	松阪市飯南産業文化センター条例								
改正後	改正前								
(使用料) 第7条 (略) 2 (略)	(使用料) 第7条 (略) 2 市長は、特別な事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。 3 (略)								
(使用料の減免) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき全額免除 (4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき全額免除 (5) 市内の高等学校が教育活動のために使用するとき 5割減額 (6) その他市長が特に必要と認めるとき全額免除又は5割減額									
(特別設備等の制限) 第9条 (略) 2 (略) (目的外使用、転貸及び権利譲渡の禁止) 第10条 (略) (使用許可の取消し等) 第11条 (略) 2 (略)	(特別設備等の制限) 第8条 (略) 2 (略) (目的外使用、転貸及び権利譲渡の禁止) 第9条 (略) (使用許可の取消し等) 第10条 (略) 2 (略)								
(使用者の遵守事項)	(使用者の遵守事項)								

改正後 改正前 第12条 (略) 第11条 (略) (原状同復の義務) (原状回復の義務) 第12条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第10条により使用許可を 第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第11条により使用許可を 取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用した施設を原状に回 取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用した施設を原状に回 復しなければならない。 復しなければならない。 2 (略) 2 (略) (損害賠償) (損害賠償) 第14条 (略) 第13条 (略) (入館の制限) (入館の制限) 第15条 (略) 第14条 (略) (職員) (職員) 第16条 (略) 第15条 (略) (委任) (委任) 第17条 (略) 第16条 (略) (罰則) (間間) 第18条 詐欺その他不正の行為により、第7条の規定による使用料の徴収を免れた者 第17条 詐欺その他不正の行為により、第7条の規定による使用料の徴収を免れた者 に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金 に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金 額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円 2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円 以下の過料を科する。 以下の過料を科する。 (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) (3) 第10条の規定に違反した者 (3) 第9条の規定に違反した者 (4) 第11条の規定による許可の取消し又は使用の中止処分に従わずセンターを使 (4) 第10条の規定による許可の取消し又は使用の中止処分に従わずセンターを使 用した者 用した者

(5) (略)

(5) (略)

改正後

別表第1(第7条関係)

松阪市飯南産業文化センター使用料

(単位:円)

	区分			午 前 (午前9 時から 正午ま で)	午 後 (午後1 時から 午後5時 まで)	夜 (午後6 時後ら 午後10 時で)	全 (午前9 時から 10 時で)	
		入場料	一般使用の場合		4, 170	5, 560	7, 540	15, 870
		等を徴収しない場合	営利を目的とする場合		8, 340	11, 120	15, 080	31, 740
		入場をする場合	一使の合	入場料等 1,000円以 下	4, 420	5, 890	7, 990	16, 820
ズ	ホール			入場料等 1,001円以 上 3,000円以 下	5, 420	7, 220	9, 800	20, 630
				入場料等 3,001円以 上	6, 250	8, 340	11, 310	23, 800
			営利を目的とする 場合		17, 320	23, 100	31, 350	68, 140
	和室 一般使用の場合			990	1, 320	1, 980	4, 040	

改正前

別表第1(第7条関係)

松阪市飯南産業文化センター使用料

(単位:円)

区分			午 前 (午前9 時~正 午 ま で)	午 (午後1 時~午 後5時ま で)	時~午		
	入場料	一般使用の場合		4, 620	6, 160	8, 360	17, 600
	等を徴収しない場合	営利を目的とする 場合		9, 240	12, 320	16, 720	35, 200
	入等収場をす合	一使の合	入場料等 1,000円以 下	5, 060	6, 380	8,800	18, 700
ホール			入場料等 1,001円以 上 3,000円以 下	5, 940	7, 920	10, 780	23, 320
			入場料等 3,001円以 上	6, 930	9, 240	12, 540	27, 170
		営利を目的とする 場合		23, 100	30, 800	41, 800	90, 860
和室	和室 一般使用の場合			1, 320	1, 760	2,640	5, 390

以止後					
	営利を目的とする場合	4, 950	6,600	9, 900	20, 210
研修室	一般使用の場合	1, 540	2,060	3, 090	6, 340
	営利を目的とする場合	7, 420	9, 900	14, 850	30, 520
調理実習室	一般使用の場合	1, 830	2, 450	3, 670	7, 540
	営利を目的とする場合	7, 420	9, 900	14, 850	30, 520
控室	一般使用の場合	1, 480	1, 980	2, 970	6, 100
	営利を目的とする場合	7, 420	9, 900	14, 850	30, 520
音響調整室		4, 170	5, 560	7, 540	15, 870

动力

<u> </u>						
	営利を目的とする場合	6, 600	8, 800	13, 200	26, 950	
その他の部屋	一般使用の場合	1, 980	2, 640	3, 960	8, 140	
	営利を目的とする場合	9, 900	13, 200	19, 800	40, 700	
音響調整室		4, 620	6, 160	8, 360	17, 600	

改正前

備考

- 1 料理実習室を使用する場合は、ガス、水道料として1回440円を徴収する。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 時間区分を超えて使用する場合には、それぞれ1時間当たりの時間単価を加算する。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 5 附帯設備、器具備品等の使用料は別表第2で定める。
- 6 舞台音響・照明の特別な操作を専門員(有資格者)に依頼する場合は、使 用者の実費負担とする。

備考

- 1 料理実習室を使用する場合は、ガス、水道料として1回440円とする。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 時間区分を超えて使用する場合には、それぞれ1時間当たりの時間単価を加算する。
- 4 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 5 附帯設備、器具備品等の使用料は別表第2で定める。
- 6 舞台音響・照明の特別な操作については、専門員(有資格者)に委嘱する ため、使用者の実費負担とする。